米 EU 雇用と成長に関する高級作業部会 最終報告書(仮訳)

~米 EU FTA 交渉開始を提言~

2013年 3月 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部 欧州ロシア CIS 課



EU と米国は、2011 年 11 月に「雇用と成長に関する高級作業部会」を立ち上げて以来、FTA を含む、米・EU の経済関係強化に向けた方策を検討してきた。当初、2012 年末までの最終報告書完成を目指して作業が進められていたが、EU の対応や米国の国内事情などが問題となり、報告書の発表は、2013 年 2 月にずれ込んだ。しかし、オバマ大統領の一般教書演説を前に、最終報告書に合意。報告書が、できるだけ早期に包括的な貿易投資協定の交渉開始に必要な内部手続きに着手するよう勧告したのを受け、オバマ大統領は一般教書演説で、EU との包括的な FTA(TTIP)交渉を開始する予定であると表明した1。今後 EUと米国は 2013 年央の交渉開始を目指し、内部手続きを進める。

ジェトロでは、「雇用と成長に関する高級作業部会」の最終報告書を仮訳した。

目 次

1.	はじ	こめに	2
2.	包括	5的な協定の構成および内容	4
	(1)	市場アクセス	4
	(2)	規制問題および非関税障壁	5
	(3)	世界貿易に関する共通の課題と機会に対応するルール	7

【本レポートの取り扱いについて】

本レポートは、米国 EU 間の「雇用と成長に関する高級作業部会」最終報告書をジェトロで仮訳したものです。本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じた、いかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには、原典を直接参照するようにしてください。

最終報告書は以下の URL からダウンロードできます。

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/february/tradoc 150519.pdf

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。 ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した 内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執 筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

¹ ジェトロ通商弘報 2013 年 2 月 14 日記事「環大西洋貿易投資パートナーシップ(TTIP)交渉開始へ」 http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/biznews/511c4d53e4458



1. はじめに

米国と EU の雇用と成長に関する高級作業部会(HLWG)が 2012 年 6 月 19 日付け中間報告書²で述べたように、大西洋間の貿易・投資は世界経済の基幹を成している。欧州連合(EU)と米国を併せると、世界の GDP の約半分、貿易額の 30%を占める。両者間の物品・サービス貿易は一日当たり 27億ドル/20億ユーロに上り、双方において経済成長を促進し、数百万人の雇用を支えている。また、米国・EU 相互の直接投資額は 3 兆 7,000億ドル/2兆 8,000億ユーロを超える。

我々は、この極めて実り多い経済関係に誇りを持っている。と同時に、我々は両国・地域の経済における雇用、成長、および競争力の促進に貿易・投資が果たす役割を強化するために、さらなる努力の余地があると考えている。大西洋間の経済パートナーシップの強化に向けて我々が共有するコミットメントを受けて、米国および EU の首脳は 2011 年 11 月の首脳会議において、「双方に利益をもたらす雇用創出、経済成長、国際競争力を下支えするため、米・EU 間の貿易・投資の拡大に向けた政策・施策」を探るべく HLWG を設置した。

両国・地域首脳の要請を受けて、HLWG は合同で、大西洋間貿易・投資を拡大するための幅広い選択肢を分析した。それらには以下が含まれるが、これに限定されるものではない。

- ・関税や関税割当など、物品貿易に関わる従来型の障壁の撤廃または削減
- ・物品貿易、サービスおよび投資に関わる障壁の撤廃、削減または防止
- ・規制・標準の互換性 (compatibility) の向上
- ・あらゆる分野の貿易に関わる不必要な「国内における(behind the border)」非関税障壁の撤廃、削減または防止
- ・共通の関心のあるグローバルな課題に関するルール・原則づくりとグローバル経済の 共通目標の達成に向けた協力の強化

HLWG は、規制問題を含む広範な二国・地域間の貿易・投資問題に対処し、グローバルなルールの整備に寄与する包括的な協定こそが、我々が検討したさまざまな選択肢のうち

² (訳注) 中間報告書は以下の URL で閲覧することができる。概要については、ジェトロ通商弘報 2012 年 7 月 12 日記事「EU・米国間の協定、サービスと投資に限定の見込み」を参照。 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/june/tradoc 149557.pdf



最も重要な相互利益をもたらすものであるとの結論に達した。そこで我々は、両国・地域の首脳に対し、双方が包括的な貿易投資協定に向けた交渉の開始に必要な正式の内部手続きにできるだけ速やかに着手するよう提言する。

包括的な協定は、物品、サービス、および投資に関わる相互の意欲的な市場開放を含み、貿易ルールの近代化や規制制度の互換性向上に向けた課題と機会に対処するものとなろう。そのような協定は、両国・地域における貿易・投資機会の大幅な拡大を通じて新たなビジネスと雇用を創出し、近年その重要性が増している世界貿易・投資に対する挑戦に対処するルールや規律を開拓し、米国・欧州間の並はずれて緊密な戦略的パートナーシップをさらに強化するものとなり得る。

提言の策定に当たり、HLWG はその発足当初よりビジネス界、環境関連、消費者、労働組合などの代表者を含む主要な利害関係者と重点的に関わってきた。両国・地域において、貿易・投資の拡大に向けて HLWG が検討するべき選択肢につき助言を求める正式なコンサルテーションを実施してきた³。また両国・地域は、特に大西洋間の規制の互換性の向上を図る方策については、共同で意見公募を行った⁴。利害関係者は、意見書の提出および両国・地域の政府職員との会合の場を通じて、我々の取り組みに大きく貢献した。重要な点として、両国・地域はそれぞれの議会とも密接に協議した。

http://trade.ec.europa.eu/consultations/?consul id=160 (公開に同意した意見は閲覧可能)

^{3 (}訳注) 2012 年には中間報告書発表前後計 2回実施。

http://trade.ec.europa.eu/consultations/?consul id=169
4 (訳注) 2012 年 9~10 月に実施。http://trade.ec.europa.eu/consultations/?consul id=170
各団体の意見は以下のウェブサイトで閲覧することができる。

 $[\]underline{\text{http://ec.europa.eu/enterprise/policies/international/cooperating-governments/usa/jobs-growth/index}\ e\ \underline{\text{n.htm}}$



2. 包括的な協定の構成および内容

ともにすでに相当程度に開かれた経済である米国と EU の間の協定は、さらなる二国・地域間の市場開放をもたらし、グローバルに関連性のある新たな貿易ルールを打ち出すなど、新境地を切り開くものでなければならない。そうした協定は、年月をかけて発展するよう設計される必要がある。すなわち、既存の貿易・投資障壁を大幅に撤廃する一方で、経済統合の一層の深化を可能にするメカニズム、とりわけ現状および今後の規制・標準設定に対するより互換性の高いアプローチ、および非関税貿易障壁の削減に向けたその他取り組みを推進するためのメカニズムを打ち出す必要がある。

HLWG は、これらの目標を達成するには革新的なアプローチが必要であり、また両国・地域は、大西洋間の経済関係特有の性質に対応する方策を策定し交渉していくうえで、創造的で柔軟、かつ広い心をもって望まなければならないと考える。

HLWG は、この1年の活動に基づき、包括的な貿易・投資協定の交渉は、a)市場アクセス、b)規制問題および非関税障壁、c)世界貿易に関する共通の課題と機会に対処するためのルール、原則および新たな協力形態、の3分野において野心的な成果の達成を目指すべきであると考える。

(1) 市場アクセス

大西洋間の貿易協定は、関税、サービス、投資および公共調達に関わる市場アクセス障害に包括的に取り組む必要がある。HLWGとしては、そのような協定が、米国およびEUがそれぞれ過去の貿易協定で獲得したものを超える市場アクセスパッケージの合意を目標に置くよう提言する。

① 関税

HLWG は、協定の目標は、二国・地域間の関税の完全撤廃であり、かつ発効と同時にまず大部分の関税を撤廃し、その後短期間のうちに最もセンシティブな品目を除く全ての関税を段階的に撤廃するという形であるべきと提言する。交渉の過程で、両国・地域は最もセンシティブな品目の扱いにつき、選択肢を検討するべきである。

② サービス分野

HLWG は、サービス分野においては、両国・地域がこれまでの貿易協定において達成し



た最高水準の自由化を約束することを目指すと同時に、一定の分野が有するセンシティブな性格を認識しつつ、長年にわたり残存する市場アクセス障壁に対処することにより、新たな市場アクセスを実現するよう提言する。さらにまた、我々は協定に許認可や資格認定の要件および手続きにおける透明性、公平性ならびに適正手続きを確保し、また米国および EU のそれぞれの既存の貿易協定に盛り込まれている規制規律を一層強化するという拘束力のある約束を盛り込むことを提言する。

③ 投資

HLWG は、包括的な米 EU 貿易協定に、両者がこれまでに交渉してきた中でも最高水準の自由化、ならびに最高基準の保護に基づく、投資自由化および投資保護に関する規定を盛り込むことを提言する。

④ 公共調達

HLWG は、交渉の目的は、あらゆるレベルの政府での政府調達機会へのアクセスを、内国民待遇に基づき大幅に改善することにより、ビジネスチャンスの拡大を図ることであるべきだと提言する。

(2) 規制問題および非関税障壁

大西洋間の協定が結ばれるとすれば、そのもたらす利益の大部分は、米国および EU が、より統合された大西洋市場へと着実に向かうことを目的に、非関税障壁が貿易・投資に与える悪影響を軽減するべくこれまでにない革新性のあるアプローチを取れるかどうかにかかっている。HLWG は、可能であれば、規制がもたらす不必要なコストや行政手続き上の遅れを軽減する条項などにより、両者がそうした「国内における」貿易の障害に対処するとともに、健康、安全および環境について、それぞれが適切だと思う水準の保護を確保し、さもなければ、正当な規制目的を満たす新たな手段を検討することを提言する。米国および EU の企業の、グローバル市場でイノベーションを生み出し競う能力が、非関税障壁により制限されるのを防ぐため、新たな手段を探ることを、主要な共通の目的とするべきである。両者はまた、規制当局間の上流部門での協力を強化し、標準関連の問題でも協力を増進する必要がある。

両者は、規制の相違から生じるコストを、適切な場合には将来的な規制調和を含む規制 の互換性向上により削減するとともに、同等性承認、相互承認、その他必要に応じて合意

JETRO

された手段により、既存の規制がもたらす懸念を払しょくし負担を軽減するための、プロセスおよびメカニズムを整備することの重要性について意見の一致をみている。

そこで HLWG は、両者が以下につき交渉するよう努めることを提言する。

- 野心的な「SPS プラス」に関する章。これには衛生植物検疫措置 (SPS) に関する二国・地域間の問題に対処するためのより良い対話と協力の継続的なメカニズムの構築を含む。同章は WTO の SPS 協定の基本原則を踏まえ、双方の SPS が、科学的な根拠を持ち、国際標準または科学的なリスク評価に基づくものであり、ヒト、動物または植物の生命もしくは健康を守るために必要な範囲内でのみ適用され、不当な遅滞なく透明性をもって講じられなければならない、といったの要件を含むものとする。
- 野心的な「TBT プラス」に関する章。これは WTO の貿易の技術的障害(TBT)に関する協定の横断的な原則を踏まえ、二国・地域間の TBT 問題に対処するためのより良い対話と協力の継続的なメカニズムの構築を含む。同章は、規制上のアプローチや要求事項、ならびに関連する標準策定プロセスの開示性、透明性ならびに収斂性を高め、またとりわけ、過剰かつ煩雑な試験・認証要件を軽減し、双方の適合性評価機関の信頼性を高め、適合性評価および標準化の問題に対するグローバルな協力を強化することを目指す。
- 物品・サービスに関する効率的で費用対効果が高く互換性の高い規制を策定・施行するための、規制の一貫性および透明性に関わる分野横断的な規律。これには重要な規制をめぐる早期協議、影響評価の活用、既存の規制措置の定期的な見直し、適正な規制慣行の適用などを含む。
- 特定の、双方が合意した物品・サービス部門における規制の互換性を高めるための追加的な約束または措置を含む条項または附属文書。これは特定の部門における規制の相違から生じるコストの削減を目的とし、規制の調和、同等性の承認または必要に応じて相互承認に向けたアプローチの検討を含む。
- 将来的な規制協力の機会を特定するとともにその指針となる枠組み。これには今後の 進展の制度的基盤を提供する規定を含む。

貿易を不必要に阻害する可能性のある規制の相違に対する野心的かつ現実的なアプローチを打ち出すことの重要性に鑑み、両者は利害関係者に対し、そのような相違が貿易に与える影響に対処するための具体的な提案を求めた。HLWG は、企業、業界団体、NGO そ



の他の関係者が 2012 年の秋に提示した提案を歓迎した。米国および EU は、それらの提案が主要部門における重要な課題を広く網羅しており、また両国・地域にまたがる共同の提案も何件か含まれることを認識した。両者は、正当な規制目的を尊重しつつ、規制コストを削減し、規制の互換性を高めるための具体的な行動計画を交渉の過程において策定するべく、提案内容を現在慎重に検討しているところである。提示された提案についての議論は、次回の高級規制協力フォーラムの場から始める予定である5。両者は、米・EU による規制問題への取り組みが進む中で、新たに追加的な提案が提示されることを期待している。HLWG は、野心的な成果を達成するためには、利害関係者の意見・情報提供と双方の規制当局の関与が重要であることを強調する。

HLWG は、この分野における進展を促進するために、EU および米国が交渉開始後、定期的に高官レベルの会合を開催して、分野横断的要素および分野別要素の交渉が迅速にかつ相互補強的な方法で平行して進められるよう、また両者が交渉終了までに野心的な成果を達成できるよう、上記の各要素に関する進捗状況を確認することを提言する。

HLWG は、包括的な協定の諸要素の推進に加え、両国・地域が、双方の優先事項やそれぞれの制度的枠組みを考慮しつつ、両国・地域間の貿易に影響を与える SPS 措置について早期かつ継続的な進展を図るよう提言する。

(3) 世界貿易に関する共通の課題と機会に対応するルール

大西洋間のパートナーシップの規模と影響力に鑑み、HLWGは、いくつかの分野につき、 二国・地域間の通商に関係するのみならず、多国間貿易システムの漸進的強化に資するル ールの策定を目指すことを支持する。そのためには、交渉において以下の問題を取り上げ る必要がある。

① 知的財産権(IPR)

EU および米国はともに、エンフォースメントを含む知的財産保護について、高い水準を維持・促進すること、および広範な協力を行うことに尽力している。両者は、知的財産権問題への取り組みを持続・強化していく。HLWG は、相手側が関心を持つ限られた数の重要な知的財産権上の課題につき、結果を予断することなく、取り組む機会を模索するよう提言する。

 $^{^5}$ (訳注) 次回の米 EU 高級規制協力フォーラムの政府間協議は 2013 年 4 月 12 日に行われる。それに先立ち、 $10\sim11$ 日には利害関係者を交え公開討論会が開催される。 http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=874



② 環境·労働

EU および米国はともに、高い水準の環境保護および労働者保護に尽力している。HLWG は、両者が EU の貿易協定における「持続可能な開発」に関する章、および米国の貿易協定における「環境および労働」に関する章に盛り込まれた規定を踏まえ、これらの重要な課題に取り組む機会を模索するよう提言する。

③ その他のグローバルな課題と機会

近年、世界の貿易投資をめぐる情勢は大きく変化した。より複雑な国境をまたぐサプライチェーンに基づく、新たな生産パターンが台頭している。また、新たな形態の反競争的政策・行為も出現している。後者には、国有企業(SOE)に与えられる補助金その他の特権、原材料の輸出制限、現地化要求、その他 EU および米国が同種の懸念を抱き、両者が二者間および多国間双方で取り組む用意のある動きなどが含まれるが、これに限定されない。これらの分野における二国・地域間協定は、ルールに基づく多国間貿易システムを強化し、大西洋間協定における市場アクセスおよび規制上の義務を向上させることが可能である。

HLWG は、米国および EU が、以下の貿易関連分野における、グローバルに関連性のあるルール、原則、または協力形態について、二国・地域間の合意を目指すよう提言する。

- 通関・貿易円滑化: WTO で交渉中の規律を超える野心の水準をもって、両者間の貿易を円滑化する効果的な措置を確保する。
- 競争政策
- 国有企業 (SOE)、その他政府から与えられた特別な権利の恩恵を受ける企業
- 現地化の貿易障壁:輸入品・サービス、または外国企業が所有し、あるいは創出した 知的財産権を犠牲にして、国内の産業およびサービス事業者、または知的財産権を保 護、優遇、または振興する目的で策定された措置
- 原材料・エネルギー
- 中小企業
- 透明性

HLWG は、米・EU 間の交渉に先立ち、またはその過程において、大西洋をまたぐ経済

JETRO

またはグローバル経済に関連性のある課題が追加的に特定される可能性を認識している。

4 結論

上記の分析に基づき、HLWG は米国および EU の首脳に対し、米国と EU がそれぞれの内部手続きに従って、規制問題を含む二国・地域間の貿易・投資上の広範な課題に対処し、グローバルなルールづくりに寄与する、包括的で野心的な協定に向けた交渉を開始するよう提言する。

アンケート返送先 FAX: 03-3587-2485

e-mail: ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛



● ジェトロアンケート ●

調査タイトル:米EU雇用と成長に関する高級作業部会最終報告書 (仮訳)

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1:今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか?(O をひとつ)

4:役に立った 3:まあ役に立った 2:あまり役に立たなかった 1:役に立たなかった

■質問2:	①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。
	が必とこれ人 1 で い。
■質問3:	今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願い
	ます。
■ お安 <i>墡の</i>)会社名等をご記入ください。 <i>(</i> 任音記入)

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針(http://www.jetro.go.jp/privacy/)に基づき、 適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

会社・団体名

部署名

□企業・団体

□個人

ご所属

~ご協力有難うございました~